の内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている信託会社等（次条及び第八十条の五第二項において「全ての信託会社等」という。）の数で除して行うものとする。

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三　法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての信託会社等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての信託会社等の説明会への出席の有無

三　全ての信託会社等の意見書の提出の有無

［四・五　略］

3　前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五　［略］

2　法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第八十条の三第一項第二号の規定により全ての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三の二　略］

四　役員が法第八十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［五～八　略］

容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている信託会社等（次条及び第八十条の五第二項において「すべての信託会社等」という。）の数で除して行うものとする。

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三　［同上］

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての信託会社等の説明会への出席の有無

三　すべての信託会社等の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五　［同上］

2　［同上］

一　第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

［一～三の二　同上］

四　役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［五～八　同上］